

令和5年度第1回船橋市青少年問題協議会

資料

資料1. 市内小中学校の不登校児童生徒の現状と対策について (P1)

資料2. ひきこもり支援について (P2)

資料3. 船橋市再犯防止推進計画の策定について (P3~4)

市内小中学校の不登校児童生徒の現状と対策について

【船橋市教育委員会指導課】

1. 船橋市小中学校 不登校児童生徒数の推移 (単位:人数)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不登校数	小学校	236	239	300	388	510
	率(%)	0.70	0.70	0.89	1.16	1.54
	中学校	515	546	485	633	776
	率(%)	3.45	3.62	3.18	4.07	4.95

【船橋市総合教育センター】

1. 教育相談件数 (単位:件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電話相談		2,261	1,963	1,666	1,762	1,858
面接相談		1,377	1,423	967	1,150	1,188
訪問相談		216	142	164	146	188

2. 不登校・登校しぶりが主訴の相談件数 (単位:件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電話相談	小学校	500	487	547	668	671
	中学校	1,064	645	439	518	506
面接相談	小学校	306	382	328	356	474
	中学校	520	408	192	414	286

【船橋市青少年センター】

1. 相談件数 (単位:件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談		97	92	94	95	140
来所・訪問相談		3,608	2,577	1,955	1,320	1,480
電話相談		4,541	3,326	3,442	2,334	2,049

2. 不登校・登校しぶりが主訴の相談件数 (単位:件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談	小学校	12	16	10	20	25
	中学校	59	50	47	49	45
来所・訪問相談	小学校	289	226	58	172	343
	中学校	2,885	1,862	1,369	709	747
電話相談	小学校	316	431	155	393	390
	中学校	3,350	1,917	2,061	962	1,026

船橋市におけるひきこもり支援のプラットフォームについて

1. ひきこもり支援のプラットフォーム設置の検討経緯

国からのひきこもり支援施策の通知

令和2年10月27日付け社援地発1027第1号、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長より「ひきこもり支援施策の推進について」の通知があり、令和3年度末までに以下の①～③を各市区町村で実施することとされた。

①ひきこもりに関する相談窓口の明確化と周知

⇒県からの令和3年4月23日（厚労省4月21日付事務連絡）の照会において、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（以下、「さーくる」という。）、保健所地域保健課、ふなばし地域若者サポートステーション、総合教育センターが相談窓口となっていると回答した。

②支援対象者の実態やニーズの把握

⇒令和3年度の市民意識調査において、ひきこもりの実態やニーズの把握を実施した。

③市町村プラットフォームの設置

⇒令和4年4月1日付で「船橋市ひきこもり支援プラットフォーム」を設置。

2. 船橋市におけるひきこもり支援のプラットフォーム

ひきこもり支援に関して、庁内関係部局及び関係機関が相互かつ適宜に情報共有を図るとともに、連携して支援に取り組む体制を構築することを目的としている。令和4年度は、以下のとおり「ひきこもり支援調整会議」を開催した。令和5年度は8月下旬に開催予定。

令和4年度の開催実績

【第1回】開催日：7月29日

内容：各ひきこもり支援関連相談窓口の紹介・情報共有

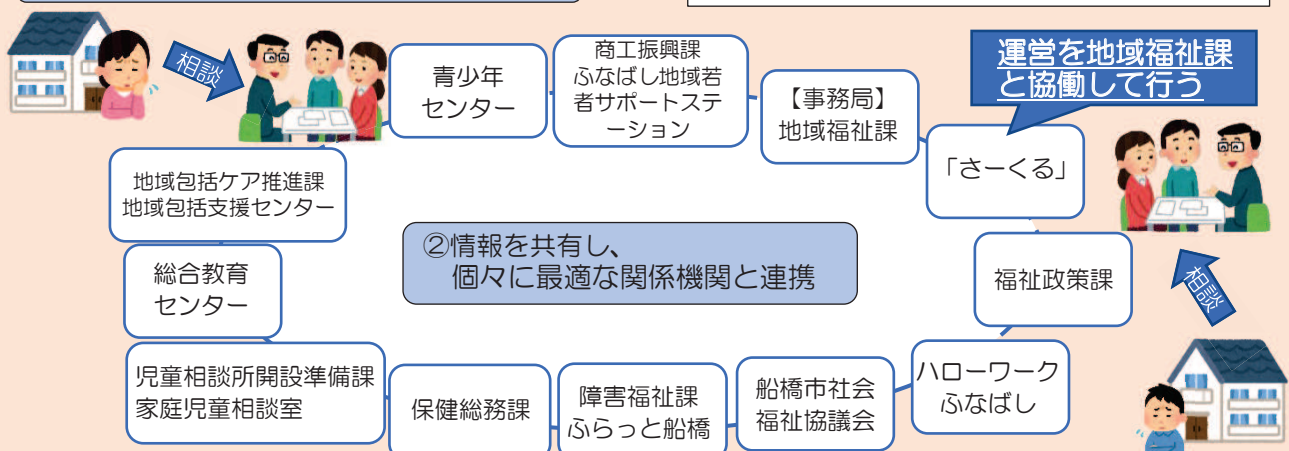
【第2回】開催日：11月28日

内容：ひきこもり支援窓口一覧の作成の検討

3. 船橋市ひきこもり支援プラットフォームのイメージ

①多様な機関でひきこもりの相談をキャッチ

船橋市ひきこもり支援プラットフォーム



③個別ケースを通して、居場所づくりなど社会資源の開発などを検討

※組織編成により、令和5年度よりプラットフォーム構成員の変更あり。

船橋市再犯防止推進計画の策定について

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

- 全国の刑法犯認知件数が年々減少傾向にある一方で、再犯者については、減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人数が減少していることから、検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)が高くなり、令和2年には昭和47年以降最も高くなっている(49.1%)。
- 犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居が確保できずに矯正施設を出所する者、薬物等への依存のある者、高齢者や障害者等、様々な課題を抱える場合が多くあり、こうした人達が再び犯罪をするのを防ぐことが課題となっている。
- 平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が制定され、地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされた。
- 市としても、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを促進することにより、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「船橋市再犯防止推進計画」を策定する。

(2) 支援対象者

犯罪をした者等(犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。)

(3) 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間 (※第4次地域福祉計画と終期を合わせる)

2 計画の内容

法務省の作成した「地方再犯防止推進計画策定の手引き(令和5年3月改訂版)」においては、計画に盛り込むことが考えられる主な内容として、以下のように記載

(1) 計画策定の趣旨等

○趣旨・目的

これまでの取組の概要、計画策定の背景や、計画を策定することで犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりに寄与すること等

○計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める計画であること、他の行政計画との関係性等

○計画の期間

概ね5年としているが、他の行政計画の期間を踏まえて別の期間の設定も可

○計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」である旨

(2) 地域における再犯防止を取り巻く状況

地域における犯罪関係の統計データの年次推移などを記載

(3) 重点課題・成果指標

就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(4) 取組内容

各取組内容には、当該取組を所管する部署を明記することが重要 ※詳細は3に記載

(5) 推進体制

市(町・村)再犯防止施策推進協議会等の協議会を設置し、進捗管理等を行うこと等

3 具体的な取組内容

計画を推進するための具体的な取組内容の例(地方再犯防止推進計画策定の手引き(改訂版)より)

以下の内容ごとに、市において取り組む各種事業の掲載を予定

- (1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- (5) 民間協力者の活動の促進等のための取組
- (6) 地域による包摂を推進するための取組
- (7) 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

4 策定体制・スケジュール(予定)

○策定体制

別紙のとおり

○スケジュール

4～7月	庁内検討委員会にて素案の検討
8月	第1回策定委員会
10～11月	第2回策定委員会
12月	パブリック・コメントについて市議会に事前報告(第4回定例会)
12月～1月	パブリック・コメント実施
2月～3月	第3回策定委員会
3月	計画策定、R6. 4～施行

〈参考1〉再犯防止推進計画 策定状況(他自治体)

策定済	千葉県(R3年度～)、千葉市(R4年度～)、南房総市(R2年度～)、東金市(R4年度～) ※南房総市、東金市は地域福祉計画の一部として記載
未策定	市川市、松戸市、習志野市、柏市その他 ※いずれも5年度の策定予定なし

〈参考2〉令和2年11月19日付け 保護司会等からの要望書 主な要望事項

1 就労確保の支援	協力雇用主に対する各種優遇措置、市における直接雇用の導入等
2 居住先確保の支援	公営住宅における優先入居等
3 特性に応じた更生支援	さーくとの連携強化、保健所における薬物依存者の相談支援事業の推進等
4 修学支援・非行防止等	保護観察対象者の復学・修学に対する相談・支援体制の構築
5 民間の活動促進等	更生保護サポートセンターの拡充支援、更生保護ボランティアへの表彰の一層の充実等

計画の策定体制(案)

庁内検討委員会

船橋市再犯防止推進計画の素案について「庁内検討委員会」にて検討

委員長	健康福祉局長	
副委員長	福祉サービス部長	
委員	企画財政部	企画財政部長、政策企画課長
	総務部	総務部長、職員課長、人事課長
	市民生活部	市民生活部長、市民協働課長
	福祉サービス部	福祉政策課長、地域福祉課長、障害福祉課長、生活支援課長
	高齢者福祉部	高齢者福祉部長、高齢者福祉課長、地域包括ケア推進課長
	健康部	健康部長、地域保健課長
	保健所	保健所理事、保健総務課長
	こども家庭部	こども家庭部長、こども家庭支援課長、児童相談所開設準備課長、療育支援課長
	経済部	経済部長、商工振興課長
	建築部	建築部長、住宅政策課長
	学校教育部	学校教育部長、指導課長、総合教育センター所長
	生涯学習部	生涯学習部長、青少年課長、青少年センター所長

(事務局:福祉政策課)

資料を作成の上、策定委員会に提出

策定委員会

計画案について「(仮称)船橋市再犯防止推進計画策定委員会」にて協議

- ①学識経験者 :学識経験者
- ②刑事司法関係者:千葉保護観察所、千葉県弁護士会、船橋警察、船橋東警察
- ③更生保護関係者:保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会
- ④学校教育関係者:小学校長会、中学校長会
- ⑤社会福祉関係者:さーくる、ふらっと、民生児童委員協議会
市社会福祉協議会(居住支援協議会)、ハローワーク
- ⑥市民 :自治会連合協議会

(事務局:福祉政策課)

7/18(火)~
船橋市ヤングケアラーLINE相談はじめます

家族のケアで悩んでいるきみ、

気軽にLINEしてみよう！

祖父母の介護で

出かけられない...



障がい・病気のある家族の代わりに
家事をしていて、勉強時間がない...



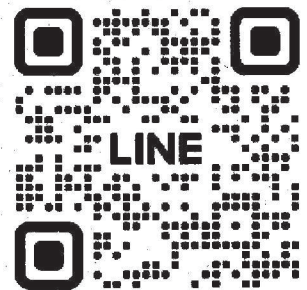
小さいきょうだいや
病気の家族の見守りをしていて
自分の時間がない...



右コードから「船橋市ヤングケアラーLINE相談」につながります

LINE友達追加→「相談」を選んでね

※船橋市在住の方が対象になります



メッセージはいつでも送れるよ！

※午後5時を過ぎたら

お返事は次の平日になります

船橋市こども家庭支援課

047-436-2408

ko-ka-shien@city.funabashi.lg.jp



広報

ふなばし

スポーツで健康船橋こんにちは

発行/船橋市 編集/市長公室広報課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 FAX 047-436-2769
☎047-436-2111(代) 船橋市の市外局番は「047」です



市ホームページは左コードから。
コードの読み取り方を知りたい人は
船橋市二次元コード 検索

ES-CITY



人口 646,940人(98人増)
男 319,761人
女 327,179人

世帯 299,738(299増)
面積 85.62km²

(令和5年6月1日現在の常住人口、増減は前月比)

これって当たり前?

それとも...

考えてみよう「ヤングケアラー」

近年、社会的な問題となっているヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行う子どものことです。大切な家族のために家の手伝いや世話をすることは、とても素晴らしいことです。しかし、過度な負担により学業などに支障が生じたり、心身の健康状態の悪化につながったりするなど、日常生活にも大きな影響を及ぼす可能性があります。昨年5月に、市独自で小学4年生から高校3年生までを対象に実施した調査では「自分

をヤングケアラーだと思う」と答えた子どもが、全体の1.6パーセントいました。一方で、4.8パーセントが「世話をしている家族等がいる」と答えており、潜在的なヤングケアラーも存在すると考えられます。市では、これらのアンケートを基に、子どもたちを支援するための取り組みとして、新たに市独自で専門の職員を配置し、子どもたちの気持ちに寄り添いながら対応していきます。詳しくは2面をご覧ください。

☎こども家庭支援課 ☎436-2408

障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



自分の時間が取れず、勉強する時間がない



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

学校の遅刻・早退・欠席が増える

障害や病気のあるきょうだいや家族の世話をしている



睡眠が十分に取れない

家族のための「お手伝い」は大切なことだけど...

目が離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている

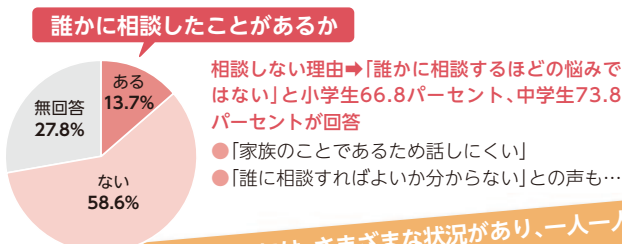
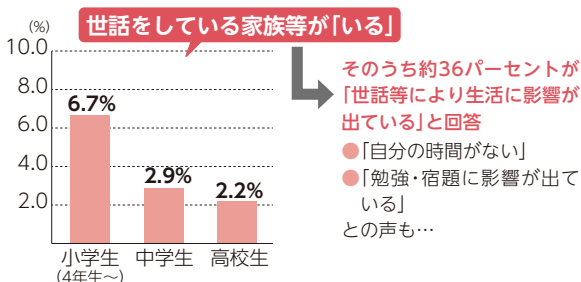


友だちなどと遊ぶことができない

過度な負担により学校生活や日常生活に支障が生じている…。それってヤングケアラーかも…

市独自 ヤングケアラーの実態調査を実施

※昨年5月に小学4年生から高校3年生までを対象に実施(対象者4万9555人のうち2万2764人が回答)



子どもたちには、さまざまな状況があり、一人一人に寄り添った支援をしていくことが大切です

皆さんの生活を守るための給付・補助・助成を実施

市では、物価高騰による市民や事業者の皆さんの負担を軽減するため、市独自の施策を含めた支援策を行います。

世帯向け 市独自 子育て世帯に給付金を支給

☎子育て給付課 ☎436-2316

県の小・中学生への給付金に加え、市は物価高騰による子育て世帯の負担軽減のため、独自に新生児を含む未就学児(6年4月1日生まれまでの新生児が対象)、高校生相当年齢の人および平成15年4月2日から17年4月1日までに出生した特別児童扶養手当の認定を受けている人(20歳の誕生日の前日まで手当の認定を受けていた人を含む。各種障害者手帳や、特定医療費(指定難病)受給者証等をお持ちでも特別児童扶養手当の認定を受けていない人は対象外)を養育する保護者に対し、児童1人当たり1万円を支給します。
(申請時期)市ホームページ等で案内予定※未就学児から高校生相当までの年齢のうち、4月30日時点で市に住民登録があり、かつ、5月分児童手当対象児童の保護者(公務員は除く)は申請不要、10月末支給予定



世帯向け 非課税世帯等に3万円を支給

☎船橋市住民税非課税世帯等給付金コールセンター ☎0120-777-136

5年度住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯等に、1世帯当たり3万円を給付します。
(申請時期)7月下旬から順次、案内と確認書を送付予定
☑5年1~10月の間に予期せず家計が急変し、5年度住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯も対象となる場合があります。コールセンターへご連絡ください。



商店街向け 市独自 商店街消費活性化支援事業補助金

☎商工振興課 ☎436-2472

消費の下支えとして、商店街の活性化を図るため市内商店会等が実施する「キャッシュレス決済ポイント還元事業」などに対して補助します。また、事業説明会を7月26日(水)午後3時から消防局5階講堂で開催します(要事前予約)。
(申請期限)8月31日(木)(必着)まで



事業者向け 市独自 エネルギー料金高騰対策助成金

☎商工振興課 ☎436-2472

電気・ガス料の利用総額に応じ、助成金を交付します。8月下旬から申請の受け付けを開始する予定です。
(申請期間)8月下旬から6年1月31日(水)(必着)まで



事業者向け 市独自 事業再構築・設備投資促進補助金

☎商工振興課 ☎436-2472

事業者の皆さんが時代に即した事業再構築・設備投資を行う上で、各補助金を活用しやすくなるよう、中小企業診断士やコンサルティング会社等の専門家から申請支援を受ける際の費用の一部を補助します。
(申請期限)6年2月29日(木)(必着)まで



事業者向け 市独自 貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金

☎商工振興課 ☎436-2474

貨物自動車運送事業者等の事業継続を支援するため、助成金を交付します。本年度は、観光バス(一般貸切旅客自動車運送事業)用の車両も新たに対象となります。
(申請期限)6年2月29日(木)(必着)まで



路線バス・タクシー事業者向け エネルギー価格高騰対策支援金

☎道路計画課 ☎436-2055

市内を運行する路線バス・タクシー事業者のエネルギー価格高騰に対する影響緩和のために支援金を交付します。
(申請期限)10月31日(火)(必着)まで

農業経営者向け 肥料・諸材料費等を助成

☎農水産課 ☎436-2494

農業経営が圧迫されている農業経営者を支援するため、肥料・諸材料費等を助成します。
(申請期限)8月31日(木)(必着)まで



生活困窮者支援を行う団体に補助

☎地域福祉課 ☎436-2314

生活困窮者を支援する団体に対し、コロナ禍における物価高騰の影響を受け、支援ニーズが高まった活動に要した経費を補助します。
(申請期限)8月15日(火)(消印有効)まで



対象や申請方法等、詳しくは市ホームページ(各支援策の二次元コード)をご覧ください。

①国民健康保険料(第2期) ②後期高齢者医療保険料(第1期) ③介護保険料(第2期)の納期限は7月31日(月)です

ヤングケアラー 子どもとその家族への新たな支援を開始

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負い、勉強に励む時間や部活動に打ち込む時間など、子どもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話をしている子どもたちがいます。市では、ヤングケアラーやその家族を支援するため、新たな相談窓口を開設し、子どもたちの気持ちに寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

声をあげられる環境・関係づくりへ

☎子ども家庭支援課 ☎436-2408

市独自 LINE相談窓口を開設

「家事のことで誰かに話を聞いてほしい」「家族の世話が忙しくて勉強する時間がない」といった、さまざまな悩みを持つヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるための身近な相談先として、窓口や電話での相談に加え、7月18日(火)からLINEによる相談を開始します。

相談には、本年度から新たに配置した専門のヤングケアラーコーディネーター(社会福祉士・心理士、教員OB)が対応します。また、必要に応じて介護や障害等の福祉部門のサービスにつなげます。相談は、本人、家族、地域の人等、どなたからでも対応します。

●LINE相談
開始日時:7月18日(火)午前9時~午後5時
利用時間:メッセージの送信はいつでも可※相談への回答・対応時間は平日午前9時~午後5時
利用方法:1船橋市ヤングケアラー相談を友だち追加(二次元コード)
●窓口・電話相談
利用時間:平日午前9時~午後5時

☎場所・問合せ ☎子ども家庭支援課 ☎436-2408

関係機関と連携 子どもたちを支援につなげます

市では、相談窓口について子どもたちや知ってもらったため、チラシを作成し、市内の学校での配布を進めるほか、市立小・中学校の子どもたちに貸し出して、学習用タブレット端末内にLINEの二次元コードを掲載しました。

また、子どもたちが抱える問題の解決に向け、ヤングケアラーコーディネーターが福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや市の

県内初 ホームヘルプサービス・ミールサポート

9月からは、ヤングケアラーやその家族を支援するため、必要に応じて食事作りや掃除、洗濯等の家事を行うホームヘルプサービス(家事援助)や、希望に応じて一定期間、レトルト食品やお弁当を届けるミールサポート(宅配サービス)も開始していきます。サービスの利用に当たってはヤングケアラーコーディネーターが面接訪問をし、適切な支援につなげます。

関係機関と連携し、サポートに当たります。今後は、地域の民生委員、児童委員など、さまざまな関係機関とも連携を図りながら、必要な支援につなげていきます(下記図参照)。

▲チラシにはLINE相談の友だち登録ができる二次元コードを掲載

〈ヤングケアラーコーディネーターの役割〉

先生・スクールソーシャルワーカーなど

情報提供・共有
相談・連携
相談(●)
回答・支援
見守り
相談(●)・連携

行政
ヤングケアラーコーディネーター

学校

関係機関
民生委員・児童委員
医療機関・福祉施設など

自分の時間や友だちと過ごす時間を大切に

家庭内のお手伝いは、とても素晴らしいことです。ただ、家族のケア等で自分の時間がなく、友だちと過ごす時間もない。そのような状況の中で、誰に相談してよいか分からず、一人で悩んでいる子どもたちもいます。新たに始まるLINE相談は、対面や電話での相談などが苦手でも、気軽に利用できます。自分のやりたいことや学びたいことは何なのか、一緒に考えてみませんか。学校の先生や友だちなど、周りの人に言いづらいことでも、私たちヤングケアラーコーディネーターが相談に乗りますので、一人で抱え込まず、気軽に連絡ください。

☑相談は、子どもを見守る大人からも受け付けています。周りに気になるお子さんがいましたら、上記の相談窓口までご連絡ください。

西尾 徹 教員OB
杉本 元子 心理士
江馬 瑞紀 社会福祉士

①②国保年金課 ☎436-2395
③介護保険課 ☎436-2303